

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月5日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 特定非営利活動法人 新町川を守る会（公の施設の指定管理者）
- 2 対象期間等 平成28年4月1日から8月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 指定管理
 - ア 施設名 徳島市市民活力開発センター
 - イ 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日
 - ウ 指定管理料 平成28年度 12,750,000円

第2 監査の実施期間

平成28年9月15日から11月28日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

特定非営利活動法人新町川を守る会の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、指定管理業務ではない法人固有業務の消費税の納付が、指定管理業務に係る口座を介して行われていた。また、所管部局では、基本協定書締結に係る決裁において、決裁権者が適正でなかった。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。